



爆発物原材料対策通信

平成30年11月6日

第42号

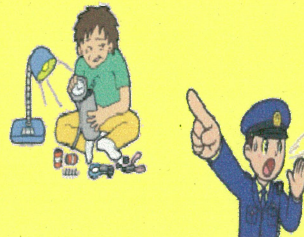
岩手県爆発物原材料
取扱事業者等連絡会

【爆発物原材料を取り扱う方へ】

【不審点チェックポイントの例】

- 常連の顧客以外が毒物・劇物等を大量注文
- 個人で使用するには不自然な量の注文
- インターネット通販での大量注文
- 身分証明書の呈示を拒む
- 使用目的を答えない
- 異常に周囲の様子を気にする

- 右記指定対象物質を取り扱う方は、
 - ・ 販売時の身分確認(他県購入者に注意)
 - ・ 不審と感じた際の即報
 - ・ 盗難防止措置(確実な施錠措置、数量の確認)の徹底をお願いします。
- 過去には、爆弾を作ろうと学校の理科室に侵入し薬品を盗む事件も発生しています。



【指定対象物質】

- ① 硫酸
- ② 塩酸
- ③ 過酸化水素
- ④ 硝酸
- ⑤ 塩素酸カリウム
- ⑥ 塩素酸ナトリウム
- ⑦ 尿素
- ⑧ 硝酸アンモニウム
- ⑨ アセトン
- ⑩ ヘキサミン
- ⑪ 硝酸カリウム

※ ①～⑥は毒劇法指定物質

日本で開催される大規模な国際イベント等

国内

2019年～G20大阪サミット

2020年～2020東京大会

岩手

2019年～RWC2019釜石開催



爆発物の威力【警察庁作成】

「ちょっとおかしいぞ」は警察に連絡・相談。
皆さんの通報がテロの未然防止に繋がります。